

# ごみ出しの支援

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

ごみ出しの  
曜日とルール

燃やすごみ

燃えないごみ  
スプレー缶  
乾電池

プラスチック  
資源

缶・びん・  
ペットボトル

小さな  
金属類

古紙・古布  
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集  
できない  
ごみ

小型家電製品・  
小型充電式電池・  
バッテリー

資源物の直接  
持込み・回収・  
不法投棄

ごみ出しの支援  
集積場所の  
設置や維持管理

災害時の  
ごみ

資源物の  
リサイクル

ごみの  
分別品目  
一覧表

収集の種類	ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集)	粗大ごみの持ち出し収集
内容	対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。 ※ 収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホンなどで声を掛けることがあります。	対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。 ※ 粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。 ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
対象者	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない <b>ひとり暮らしの方</b> 。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方	次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができない <b>ひとり暮らしの方</b> 。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方

## ふれあい収集・申込みから収集までの流れ

資源循環局事務所へ問合せ

電話やメール等でお住まいの区の資源循環局事務所にご相談ください。



申込書を提出

資源循環局事務所に申込書を提出していただきます。  
申込書は市のホームページでダウンロードできます。

面談の実施

排出場所等の確認のため、資源循環局事務所がご自宅を訪問し面談を行います。  
なお、日頃の生活状況等をお伺いするため、ご親族やケアマネージャーなどの関係者に立ち会いをお願いすることがあります。

実施可否の決定・通知

申込書や面談の結果を踏まえて実施の可否を決定し、申込者の方へ通知します。

収集開始

## 持ち出し収集・申込みから収集までの流れ

電話等で申込み

お住まいの区の資源循環局事務所に電話等で申込みします。

【お申込み時の主な確認事項】

- ・対象者要件に該当しているか
- ・排出物の種類や大きさ
- ・運び出しの動線が確保できるか



(事前調査)  
※必要な場合のみ

対象者要件の確認や大型家具などで事前の下見が必要と判断した場合は、資源循環局事務所がご自宅を訪問し、事前調査をします。

収集実施

事前に調整した日に資源循環局事務所が収集に伺います。

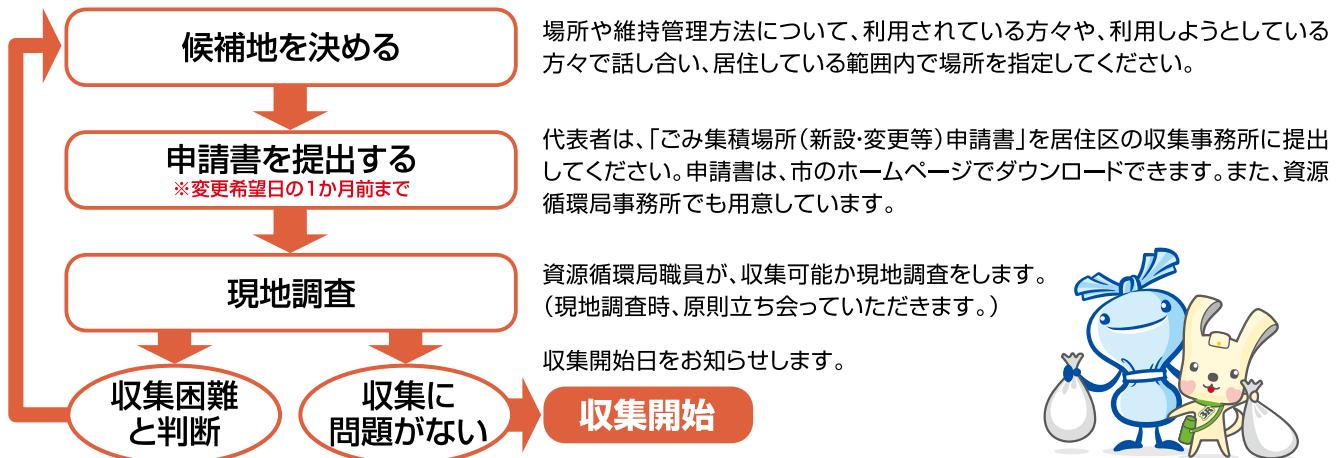
その際、原則対象者又は申込者に立ち会っていただきます。

※受付から収集までお時間を頂く場合があり、収集日はご希望に添いかねることもあります。

# 集積場所の設置や維持管理

- 集積場所は、利用する皆様の話し合いによって設置できる場所をお探しいただいている。
- 設置できる場所の実情に合わせて、集積場所の清掃や維持管理方法を利用する皆様でお決めいただいている。
- 集積場所の新設や移動をお考えの際には、各区の資源循環局事務所(裏表紙)に相談してください。

## ごみ集積場所の設置や移動の手続きの流れ



※道路が狭く収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集します。  
詳しくは、お住いの区の資源循環局事務所(裏表紙)へお尋ねください。

### カラス等の小動物による散乱防止のために

#### 1 カラスよけネット等を使用する

- ・ネットの目は5mm以下の細かいものを使う
- ・ごみや資源物をネットでしっかりと覆う
- ・ネットの縁におもりを入れる、ネットの一部に重しをする

#### 2 生ごみはごみ袋の中心に

生ごみは水切りして、ごみ袋の中心に入れてかくす

#### 3 収集日を守る

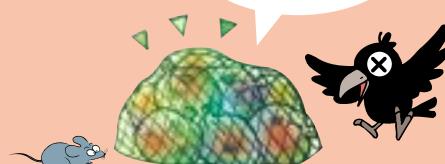
- ・収集日当日の朝8時までに出してください
- ・収集後にごみや資源物を出さないでください

#### ①カラス等の小動物による散乱防止

#### ②河川等への流出防止には 以下の手段が効果的です



風による  
散乱防止にも  
つながります



## 集積場所快善隊の取組

地域の方だけでは解決することが難しい集積場所についての課題…

- カラスよけネット等の対策を講じていても、小動物によるごみの散乱がひどい
- 地域外から分別されていないごみ等を持ち込まれてしまう など

⇒こうした課題に対して、各区の資源循環局事務所に「集積場所快善隊」を設置し、職員が地域へ伺うなど、地域の方々と協働してそれぞれの事情に沿ったさまざまな対策を講じています。お困りのことがありましたら、各区の資源循環局事務所(裏表紙)に相談してください。

## 環境事業推進委員

横浜市では、地域での3R行動の推進や、ごみ集積場所の清潔保持、ごみと資源物の適正な出し方の啓発等を行うため、自治会町内会から推薦いただいた方を環境事業推進委員に委嘱しています。

ごみと資源物の出し方や、清掃および環境のことわざわからないとき、困ったときは、あなたの街の環境事業推進委員に相談してください。

ごみ出しの  
曜日ヒルルール

燃やすごみ

燃えないごみ  
スプレー缶  
乾電池

プラスチック  
資源

缶・びん・  
ペットボトル

小さな  
金属類

古紙・古布  
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集  
できない  
ごみ

小型家電製品・  
小型充電式電池・  
バッテリー

資源物の直接  
持込み・回収・  
不法投棄

ごみ出しの支援  
集積場所の  
設置や維持管理

災害時の  
ごみ

資源物の  
リサイクル

ごみの  
分別品目  
一覧表